

法人なかま

12



「大手町遊歩道」

神田法人会オープン ゴルフコンペ募集案内開始!!

お願い メールアドレスの登録にご協力ください。

「事業研修委員会経営勉強会」
神田法人会オープンゴルフコンペ

研修 「税法実務研修会」
「相続税・贈与税について」
「東法連第一ブロック研修会案内」
第1部【Q&A 税務調査対応】
第2部【オーナー社長の税務処理における注意事項】
「地区別税務研修会案内」
電子帳簿保存法関係について
インボイス制度について
源泉所得税の留意点

Report 「経営者のための法律相談」
中小企業の割増賃金率の上昇について
シリーズ「日本の動向」
帝国データバンク調査で判明
企業の借入金利0.97%、初の1%割れ

100th

とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

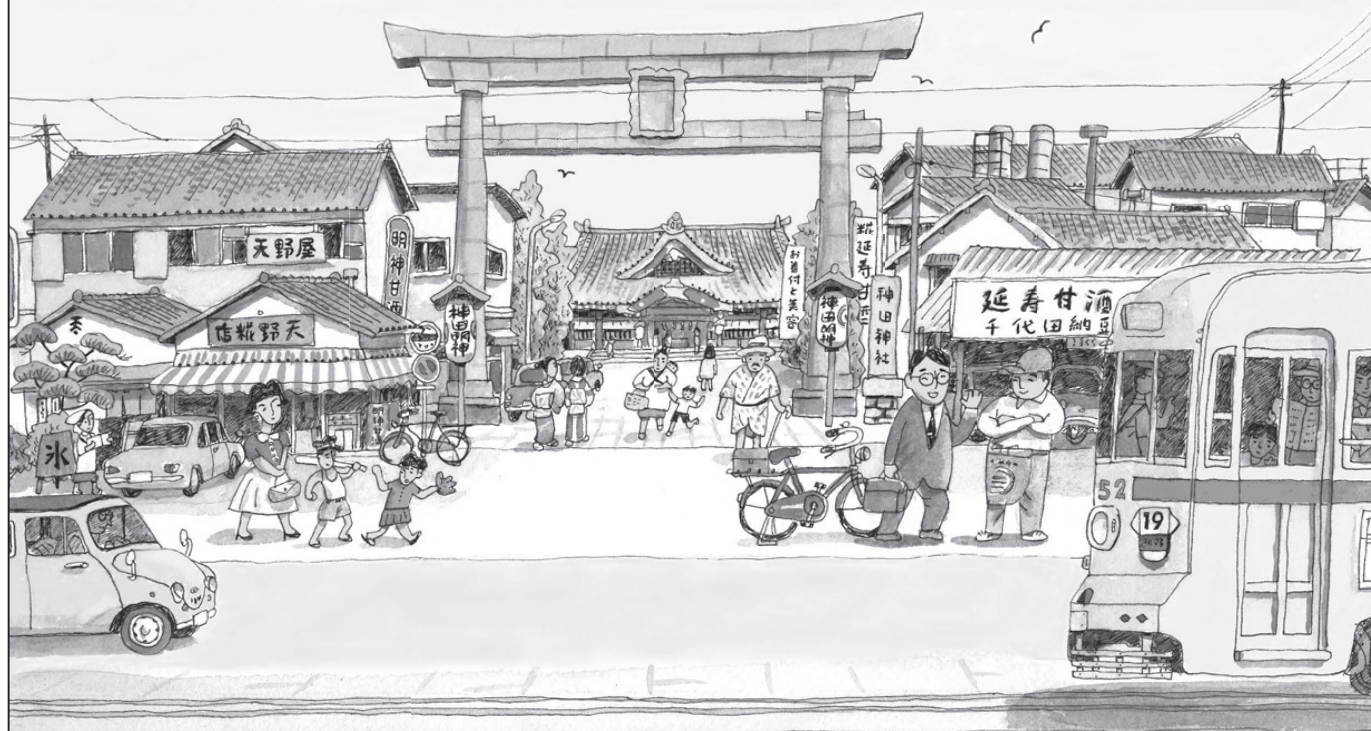
幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年
ホームページ



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

1923年3月23日 創立

2023年3月23日 100周年

昭和30～40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

表紙の絵 【スケッチシリーズ】

「大手町遊歩道」 大手町の気象庁から鎌倉橋の先まで、日本橋川の南側に沿って遊歩道があります。この空間は空が広く見えて、歩くのにはとても気持ち良いコースです。大手町の再開発の一環として20年くらい前から開発が進められていた事業です。数年前に通信博物館があったビル等の建て替えてJR鉄橋の川上に「歩道橋 ふれあい橋」が新たにかけられました。おかげで神田と東京駅が身近になりました。遊歩道には沢山の種類の木々が植えられて、所々林の小径があります。ぜひ皆さんも歩いてみてください。

(絵と文 下田祐治)

TOPIC

・12・1月期決算法人説明会(集合&オンライン)

日 時: 令和4年12月2日(金) 午後1時30分~午後4時30分

会 場: 学士会館210号室

テーマ: 決算申告の実務・法人税の改正事項・源泉所得税の
チェックポイント・適格請求書保存方式について

講 師: 東京税理士会神田支部所属税理士 神田税務署担当官

・第8回税法実務研修会(集合&オンライン)

日 時: 令和4年12月8日(木) 午後2時~4時

会 場: 神田法人会2階セミナールーム

テーマ: 税制改正等について・法人事業税・都民税の
申告書の書き方
eL-TAX(地方税の電子申告)利用等に関するお願い
固定資産税(償却資産)申告の留意点

講 師: 千代田都税事務所担当官

・青年部会全体忘年会(集合)

日 時: 令和4年12月15日(木) 午後6時30分開会

会 場: パッパガッロアトレ竹芝

・第6回会社経理実践講座(オンライン)

日 時: 令和4年12月20日(火) 午後2時~4時分

テーマ: 決算実務の流れと進め方

講 師: 東京税理士会神田支部所属税理士

◎「新型コロナウイルス」感染拡大の状況により、研修会等を中止する場合があります。予めご了承願います。

また、参加の際は参加直前の体調管理、体調不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗い、マスクの着用等感染予防にご配慮くださいます様、お願い申し上げます。

CONTENTS

- 1 TOPIC/税の暦
- 2 法人会からのお知らせ(メールアドレスご登録のお願い)
- 3 法人会ニュース(納税表彰者ご紹介)
- 4 法人会からのお知らせ(新年年頭挨拶配信ご案内)
- 5 事業研修のご案内(神田法人会ゴルフコンペご案内)
- 6 行事業内(税法実務研修会)
- 7 行事業内(東法連第一ブロック研修会案内)
- 8~9 行事業内(地区別税務研修会案内)
- 10 法人会からのお知らせ(全法連記事(相続税について))
- 11 法人会からのお知らせ(どう語れば良いのか己の人生)
- 12 税務署からのお知らせ(消費税のインボイス制度(登録申請受付中))
- 13 税務署からのお知らせ(給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出)
- 14 経営者のための法律相談
- 15 シリーズ「日本の動向」
- 16 ぶらり食通/編集後記

税の暦

12月の税務

● 12月12日

- (1) 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月~11月分)の納付

● 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- (2) 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先...給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

● 本年最後の給与の支払をするとき

- (3) 給与所得の年末調整

● 翌年1月4日

- (4) 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
- (5) 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- (6) 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- (7) 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- (8) 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- (9) 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

● 12月中において市町村の条例で定める日

- (10) 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

[確定申告書等]

決 算 期	発 送 予 定 日
令和4年11月	12月27日(火)
令和4年12月	1月30日(月)

[予定(中間)申告書]

決 算 期	発 送 予 定 日
令和5年5月 (8月・11月・2月)	1月10日(火)
令和5年6月 (9月・12月・3月)	2月7日(火)

※決算期のかつて書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

本誌に関するお問い合わせはお気軽に(事務局 tel:03-3294-2531)。

〔個人情報取扱いに関するポリシー〕

当会は、当該個人情報を研修会・総会・諸会議等の通知、会費請求、広報誌等の送付並びに福利厚生制度の推進・円滑な運営など、事業活動等のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。 公益社団法人 神田法人会

公益社団法人神田法人会
会員各位

公益社団法人神田法人会
会長 藤井 隆太

みんながつながる第一歩！

メールアドレスで登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- ・当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- ・将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- ・今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

ご登録方法

1. ブラウザからのご登録

下記二次元バーコード又はURLのリンク先入力フォームからご登録

●登録URL

<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>



2. FAXでのご登録

本紙表面の法人データ変更届出書にご記入の上FAXにてご登録

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願い致します。
(例：0(ゼロ)とo(オー)、h(エイチ)とn(エヌ)、
-(ハイフン)と_(アンダーバー)等

ご注意事項

ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願い致します
入力ミス为了避免するため可能な限りブラウザからのご登録をお願い致します

令和4年度 納税表彰

令和4年度にて当会関係者より表彰された方を
以下の通りご紹介致します。

税務署長表彰

(順不同 敬称略)

青	木	惚	太	郎	(監事)
金	枝		総	吉	(青年部会副部会長)
栗	下		治	康	(理事)
早	川		智	久	(理事)

税務署長感謝状

加	嶋		和	昌	(青年部会副部会長)
中	村	あ	け	み	(女性部会幹事)
松	本			正	(理事)

千代田都税事務所長感謝状

高	遠		和	則	(理事)
---	---	--	---	---	------

※()内は役職名

受彰された皆様改めておめでとうございます。

会員限定

ライブ配信

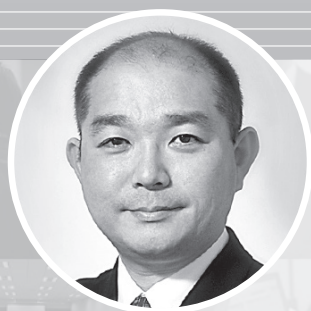
— Zoom使用 —

新年年頭のご挨拶

本年も1年の始まりのご挨拶を藤井 隆太神田法人会長ならびに
山下 功起神田税務署長・樋口 高顕千代田区長等をご来賓に迎え
皆様へのご挨拶をオンラインにて配信させていただきます。

今回は「税と社会保障」をテーマに当会会長と千代田区長による
対談も企画しております。

この貴重な機会に是非とも奮ってご参加頂けますようご案内を申し上げます。



公益社団法人 神田法人会
会長 藤井 隆太氏

対談テーマ「税と社会保障」

日 時 ≫ 令和5年1月24日(火) 午後4時～5時15分

定 員 ≫ オンライン 500名様

申込期日 ≫ 開催前日まで

お申込方法 ≫ 神田法人会HPより事前申込制になります。

申込方法 ①

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

申込方法 ②

一覧中にある
「新年年頭のご挨拶」
を選択

申込方法 ③

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

申込方法 ④

自動返信の
メールが届けばお申込
完了となります。

事業・研修一覧 <https://kanda-hojinkai.com/seminar/>

※お申込に関する注意事項（必ずご一読下さい）※

①お申込はご参加者様毎に
行う必要が御座います。

②1つのアドレスで複数名参加される場合
は登録時に自由記載欄へ参加者情報を
必ずご記載下さい。

③当日使用するアドレスをご登録ください。

※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信で
ご案内致します。
アドレスの誤入力、ドメイン設定など無いか
ご確認をお願い致します。



神田法人会オープン

ゴルフコンペのご案内

拝啓会員の皆様におかれましてはますますご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、会員相互の交流の一環として、神田法人会ゴルフコンペを下記のとおり開催いたします。

豪華な賞品を多数ご用意いたしましたので、この機会にご参加頂ければと思います。

●日程 2023年3月15日(水)

集合時間 AM7:40 スタート時間 AM:8:02

※当日集合写真を撮りますので、7:40に「東コース練習グリーン前」にお集まりください。

尚、集合写真は法人会HPの活動だよりに掲載予定です。事前にご了承をお願い致します。

●開催コース 茨城ゴルフ倶楽部 東コース TEL:0297-58-1216

茨城県つくばみらい市小島新田102

緊急連絡先:事業研修委員 河合 090-8318-1387

●参加費 無料 プレイ代概算 22,000円(昼食代等除く)

※プレー代、売店使用等は各自フロントにてご精算下さい。

●募集人数・組合せ 44名(11組)(OUT:6組IN:5組同時スタート)

※先着順、募集人数に達した段階で締切とさせていただきます。(キャンセル待ち可)

※組合せはHDGPを参考に、事前にメールにて通知致します。

《集計方法及びルール》 新ペリア方式、ダブルパーカット、スルーザグリーン6インチプレスOK、
グリーン上ワングリップOK、男性:レギュラーティ 女性:レディスティ
ニアピン:6番13番 ドラコン:9番16番
※70歳以上の方は、シルバーティからのプレーも可能です。

《パーティ・懇親会》 プレー終了後、各自解散となります。

《景品及び受取方法》 豪華景品を多数用意しております。内容は、事前にメールにて通知致します。
結果発表については、集計後メールにて通知させていただきます。
景品については、後日、法人会事務局でお受取をお願い致します。

●申込締切 2023年2月28日(火) ホームページまたはFAXにてお申込み下さい。

●キャンセル規定 申込後にキャンセルされる場合は、3月8日までをお願いします。それ以降の
キャンセルにつきましては、キャンセル料として5,000円請求させていただきます。

詳細は、<https://kanda-hojinkai.com/seminar/> をご参照ください。

3月15日 神田法人会オープンゴルフコンペ申込票 (FAX.03-3294-2500)

会 社 名			
お 名 前			
会 員 番 号 (お分かりであればご記入下さい)	携 帯 電 話		
メー ル ア ド レ ス (必ずご記入下さい)			
H D C P (組合せの参考に致します。)	生 年 月 日	西 暦	年 月 日

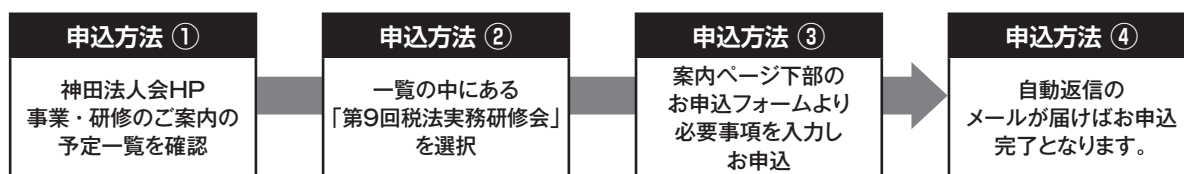
令和4年度 第9回 税法実務研修会

テーマ

「相続税・贈与税について」

日 時	令和5年1月12日(木) 午後2時～4時
会 場	神田法人会 2階セミナールーム ZOOMウェビナーを用いたハイブリッド形式
講 師	東京税理士会神田支部所属税理士
会 費	会 員 テキスト代のみ 非 会 員 テキスト代+参加費2,000円
定 員	会 場 25名様 オンライン 100名様 1社2名様まで
教 本	(一財)大蔵財務協会発行 「令和4年版基礎から身につく相続税・贈与税」 定価2,090円(税込)をご参加者様へ特別価格で提供いたします。

申込期日	12月20日まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります



(受講の際はマスク着用願います)

※お申込に関する注意事項 (必ずご一読下さい) ※

1 資料について

実物の資料は会場参加者へ配布致します。
それ以外の方についてはHP 資料用 URL
からダウンロードをお願いします。

2 オンライン申込について

- ①お申込はご参加者様毎に行う必要がございます。
- ②1つのアドレスで複数名参加される場合は登録時に自由記載欄へ参加者情報を必ずご記載下さい。
- ③当日使用するアドレスをご登録ください。

※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ないかご確認お願い致します。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL : 03-3294-2531) まで

東法連第一ブロック 合同税務研修会

テーマ

第1部

【Q&A税務調査対応】

第2部

【オーナー社長の税務処理における注意事項】

日 時 令和5年2月17日(金) 午後2時～4時

会 場 銀座ブロッサム ホール
中央区銀座2-15-6

※有楽町線/新富町1番出口 徒歩1分

※日比谷線/東銀座5番出口 徒歩6分

※浅草線/東銀座5番出口 徒歩6分

講 師 東京税理士会京橋支部所属 税理士

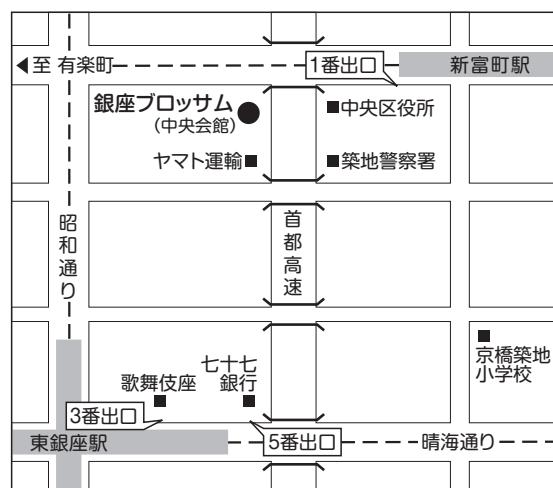
定 員 100名様 1社2名様まで

会 費 無料

お申込 FAXまたはHPよりお申込お願い致します。

返信先 FAX **03-3294-2500**

事業・研修一覧 <https://kanda-hojinkai.com/seminar/>



申込兼出席票

※事前申込の上当日こちらの出席票を受付にご提示下さい※

神田法人会

☐ 会 員 ・ ☐ 非 会 員

会 社 名			
申込代表者名		参加人数	名
T E L			

※頂いた情報は当研修会の整理以外には利用致しません。

地 区 別 税

このたび地域毎に税務研修会を開催いたしますので、経営者の方

テーマ

● 電子帳簿保存法関係について

● インボイス

地 区	開催日	会 場	会場定員	地区エリア
1地区 2地区 3地区	令和5年 3月3日(金)	学士会館 2階 210号室	80名	1地区] 神田三崎町・西神田・神田神保町2丁目の偶数 2地区] 神田神保町1丁目・神田神保町2丁目の奇数・神田神保町3丁目・一ツ橋2丁目・神田猿樂町 3地区] 神田小川町・神田司町
4地区 5地区 6地区	令和5年 3月10日(金)	千代田区 神田錦町3-28 TEL.03-3292-5936	80名	4地区] 神田錦町・内神田1丁目・内神田2丁目1～7、10～12、15 ・内神田3丁目1～4・神田美土代町 5地区] 内神田2丁目8、9、13、14、16・内神田3丁目5～24 ・神田鍛冶町・神田多町 6地区] 神田駿河台・神田淡路町・神田須田町1丁目
7地区 8地区	令和5年 2月27日(月)	連合会館 2階 204号室	60名	7地区] 外神田1丁目・外神田2丁目・外神田3丁目1～4、11～13、 14の内1～2号・外神田4丁目1・外神田6丁目1～2、3の 内1、2、3、6、7、8号 8地区] 外神田3丁目5～10、14の内3～12号、15、16・外神田4丁 目2～13・外神田5丁目・外神田6丁目3の内4～5号、4～16
9地区	令和5年 2月28日(火)	千代田区 神田駿河台3-2-11 TEL.03-3253-1771	60名	神田佐久間町・神田平河町・神田佐久間河岸・東神田3丁目・ 神田和泉町・神田松永町・神田練堀町・神田花岡町・神田相生町
10地区	令和5年 3月9日(木)		60名	東神田1丁目・東神田2丁目・岩本町・神田岩本町・神田東紺屋町
11地区	令和5年 3月14日(火)		60名	神田須田町2丁目・神田東松下町・神田富山町・神田紺屋町・ 神田北乗物町・神田美倉町・神田西福田町・鍛冶町

※ご参加者様には当日持ち帰り用弁当をご用意致します。

時 間：午前10時30分～正午

講 師：神田税務署法人課税部門担当官

会 費：会 員 無料（1社1名様でお願いいたします）
非会員 2,000円／1名様（当日ご持参願います）

申込期日：各開催日 1週間前まで

相続法の改正における税務上の注意点

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山宅孝道



リサ 最近、相続のことが気になっています。平成30年に相続のルールが改正されたと聞きましたが、どのように改正されたのでしょうか。



サキ先生 平成30年7月に民法で相続を規定している部分、いわゆる相続法が改正されました。これは昭和55年以来の大きな改正で、具体的には

- ①自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能（平成31年1月13日施行）、
 - ②預貯金の払戻し制度の創設（令和元年7月1日施行）、
 - ③遺留分制度の見直し（令和元年7月1日施行）、
 - ④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能（令和元年7月1日施行）、
 - ⑤配偶者居住権の創設（令和2年4月1日施行）、
 - ⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能（令和2年7月10日施行） など
- の措置が行われました。

例えば、自筆証書遺言は、作成後の紛失や、相続人によって隠匿もしくは変造されるおそれがありましたし、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見され共同相続人間での紛争を生じさせる原因にもなり得ました。これらの問題を防止するために、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。



リサ 税務上、取り扱いが変わったことはありますか。



サキ先生 まず、配偶者居住権の創設により、配偶者居住権の評価をすることになりました。また、遺留分制度については、改正前の民法では、減殺請求によって当然に遺留分権利者に所有権等の権利が帰属する物件の効果が生ずることされていたため、遺贈または贈与の目的財産は受遺者と遺留分権利者との共有状態になることが多くあり、共有関係の解消をめぐる新たな紛争も生じていました。そこでこのようなことを回避するため、遺留分権利者およびその承継人は、受遺者または受贈者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができるようになりました。



リサ 配偶者居住権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。



サキ先生 配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者とその配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意や放棄により消滅した場合、建物等所有者が、その消滅直前に、配偶者が有していた配偶者居住権の価額に相当する利益または土地を使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額が、配偶者から贈与によって取得したものされます。



リサ 遺留分侵害額請求権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。



サキ先生 受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象になります。例えば、遺留分侵害額が3000万円であり、受遺者が相続した3000万円の土地を遺留分権利者に金銭に代えて分与した場合、受遺者は土地を3000万円で譲渡したことになり譲渡所得について課税になります。また、分与を受けた遺留分権利者はその土地を3000万円で取得したことになります。

【筆者紹介】山宅孝道（やまけ・たかみち）1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に平成25年7月退職。埼玉県さいたま市で税理士登録。近著『土地評価の基礎と実務』（共著、税務経理協会）、『令和4年版税制改正経過一覧ハンドブック』（共著、大蔵財務協会）。

どう語れば良いのか己の人生

ジャーナリスト 海部隆太郎

子どもの頃から慣れ親しんできた有名人、仕事に関わった著名人の訃報に接した時、以前とは異なる複雑な気持ちになることが増えてきた。天寿を全うした人たちと自分との年齢差が縮まってきたことが大きな要因ではないかと分析する。どのような人生を歩んできたのか知らない事実を求め、功績を伝える報道を読みふけるようになった。さらっと流し読みしてきたこれまでとは、明らかに異なる変化だ。

生老病死は避けられない。とくに老い死ぬことは誰もが必ず経験するイベントだととらえれば、自分の中にある不安感が少しだけ楽になるような気がする。むしろ老いるまで生きてきたことだけでも感謝する気持ちを持てればいいと考えることもある。ただ、どのような人生を歩み、そこにどれだけの充実感があつたかを問題視するべきなのだろう。

京セラ創業者の稲盛和夫氏が8月に亡くなった。多くの人にショックを与えたのは間違いない。取材で会う経営者たちは、稲盛さんの経営哲学を誰もが力強く語る。つらく厳しい場面を乗り越えてきた人たちだからこそ稲盛イズムが心に染み込んでいたのだろう。

通信業界を長く担当していたこともあり、インタビュー、記者会見、懇親会の場で稲盛さんの話を聞く機会が何度かあった。その中で印象的だったのは、鳴り物入りでスタートしたPHS事業が行き詰まっていた時に開いた会見。事業存続の結論が出せずに頭を抱えていた姿は忘れようもない。記者懇親会の場では「これから迎える人生初めての経験である死に際し、どのように臨むかを考えている」と優しい口調で語っていた。当時は理解できなかった発言だが、今は分かる。

仕事だけの人生でよいはずがない

「諸行無常の響きあり…」と平家物語では言う。確かに森羅万象すべて一定の状態を保ち続けるものは存在しない。人の命も当然のごとく、会社もいずれはなくなると考えるべきだろう。地球だって50億年後には宇宙から消えてしまうのだから。

そんな遠い話でなくても「企業30年説」という考え方もある。1つの製品なりサービスで顧客をとらえ続けられるのは30年が限界ということで、同じことを続けていたら、いずれ会社は消えてしまう。そうならないために何をすべきなのかが、取材を通して実感するのは70歳を過ぎても社長を降りようとしなない中小企業の経営者の頑固さがある。

後継者が自分の考えに沿わない動きをするのではないかと懸念を捨てきれない。世代交代したら次の経営者が会社のスタイル（業態という意味ではない）を変えていくのは当然なことでは、と聞いても明確な回答はもらえなかった。後継者と見られる役員（息子）に話を聞くと、自分で別会社を立ち上げて基盤を作り将来に備えるしかないという。

人生は仕事だという経営者に引退を迫っても首を縦にはふらない。仕事は人生なのだから、死ぬまで仕事を辞めない。言い換えれば仕事を辞めてしまえば人生がなくなる。今さら改めて強調するほどの話ではないが、それが語ることができる人生なのかどうか。この大切さを感じてならない。今やるべきことは、乱読と多様なことに首を突っ込んでみることで私は決めている。

筋肉は60歳を過ぎても鍛えられるという。語れる人生を送るためにも柔軟な心を鍛えるべきだと思う。

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。

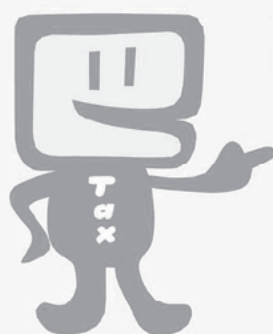
事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

登録申請
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、
e-Tax をご利用ください!!

- ☒ 「e-Taxソフト (WEB版)」、「e-Taxソフト (SP版)」をご利用いただく
と質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき
点などを解説します。また、チャット機能を利用
した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム
ページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」を
ご覧ください。

特設サイトへ▶



令和4年分

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について

提出期限は 令和5年1月31日（火）です

- 法定調書の提出範囲や作成方法については、国税庁ホームページ掲載の「令和4年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。〔掲載場所：ホーム>刊行物等>パンフレット・手引>法定調書関係〕
- 連続用紙を使用して作成した法定調書は、1枚ずつ切り離してご提出ください。
- 給与支払報告書・特別徴収票は各市区町村へご提出ください。

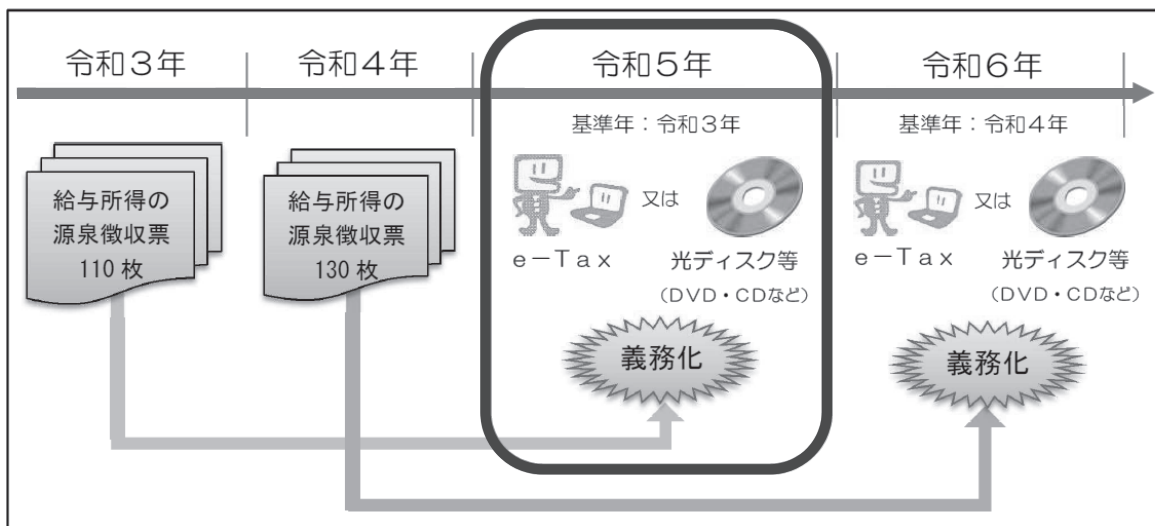
手引はこちら



留意事項

e-Tax又は光ディスク等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、令和3年中に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上であった場合には、令和5年中に提出する当該法定調書は、e-Tax又は光ディスク等（以下「e-Tax等」といいます。）により提出する必要があります。



※ 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもe-TAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。



上記提出義務に該当しない場合でも、e-Tax等により税務署へ提出することができます。是非ご利用ください。

※ e-Taxをご利用いただくためには、税務署へ事前に開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得する等の手続が必要となります。

※ e-Tax等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールにご注意ください！

- ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めることや差押えを予告することはありません
- 不審なメール等に記載されたURLへのアクセスや支払いなどしないようご注意ください

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。



経営者のための法律相談

第100回

中小企業の割増賃金率の上昇について

1 はじめに

2023年4月1日から、中小企業の従業員の月60時間を超える時間外労働の割増賃金の割合がUPします。これまで大企業にのみ適用され、中小企業には適用されてこなかった割増賃金率の規定が中小企業にも適用されるからです。

今回は、その改正内容及び当該改正に対して中小企業がとるべき対応等について、その概要を解説します。

(注) ここでいう「中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする企業については5000万円、卸売業を主たる事業とする企業については1億円）以下、又は常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする企業については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする企業については100人）以下の企業を指します（労働基準法138条）。

2 中小企業の割増賃金率の上昇について

労働基準法では、月60時間超の時間外労働に対しては、通常の労働時間の賃金額の50%以上の率で算出した割増賃金を加えて支払わなければならないとされています（法第37条1項但書）。もっとも、同法第138条により、中小企業には、「当分の間」、同法第37条1項但書の規定を適用しないものとし、割増賃金の規定の適用が猶予されてきました（そのため、中小企業における時間外労働の割増賃金率は25%以上とされてきました。）。

この猶予規定が、2018年の労働基準法改正により削除され、2023年4月1日からは、中小企業も大企業と同様に、月60時間超の時間外労働に対する法定の割増賃金率は50%以上となります。この変更を表にまとめると右表（上）のとおりです。

また、以上の改正を踏まえて、法定の割増賃金率を簡単にまとめると右表（下）のとおりとなります。

	1か月の時間外労働（1日8時間、1週間40時間を超える労働時間）	
	60時間以内の場合の割増賃金率	60時間を超える場合の割増賃金率
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%→50%（2023年4月から改正）

割増賃金が発生する場合	割増賃金率
時間外労働（法定労働時間を超えた場合で月60時間以内の部分）	25%以上
時間外労働（時間外労働が1カ月60時間を超えた部分）	50%以上
休日労働（法定休日に勤務した場合）	35%以上
深夜労働（午後10時から翌日午前5時に勤務した場合）	25%以上

3 中小企業がとるべき対応等

この改正により、2023年4月以降、中小企業においても割増賃金の負担が大きくなります。中小企業における人件費の増加は経営に大きなインパクトを与えます。特に従業員による長時間の時間外労働に頼っている企業においては死活問題にもなりますので、対応が必要でしょう。例えば、以下のような対応をしていくことが考えられます。

① 従業員の労働時間を適正に把握・管理すること

勤怠管理システムを導入するなどして、従業員の労働時間を正確に把握し、管理することが有効です。無駄な残業が発生していないかなどを確認するのがスタートです。

② 業務の効率化や残業の削減

現状の従業員の働き方を検証し、業務の無駄を省き、残業時間の削減に努めるべきです。

③ 代替休暇制度の導入検討

代替休暇制度とは、月60時間を超える時間外労働を行わせた労働者に対して、法定割増賃金の支払いに代えて有給休暇を与えるというものです。就業規則に定めて、労使協定を締結することで採用できます。高率の割増賃金の支払いを回避できるだけでなく、長時間労働を行った労働者に休息の機会を与えるという利点もありますので、導入していない企業におかれては検討されると良いでしょう。

④ 変形労働時間制度の導入検討

変形労働時間制は、労働時間を年単位や月単位や週単位で調整できる制度です。時期によって仕事量に大きな差があるような会社では、導入することで時間外労働時間を抑制できる可能性があります。例えば、業務量が多いことが予想される時期の所定労働時間を長く、業務量の少ない時期の労働時間を短く設定しておくことで時間外労働時間が抑えられ、割増賃金の支払いを抑制できる可能性があります。なお、変形労働時間制度の導入方法は、単位となる期間によって異なりますが、就業規則や労使協定で定めることが必要となります。

企業が採るべき対応は、以上の点に限られません。今回の改正を機に新たな制度導入等を検討し、自社の働き方を見直すことが大切です。就業規則の変更や労使協定の策定など法律的な対応が必要となる場合には、弁護士や社労士等の専門家に相談いただければと思います。

〔講師プロフィール〕

河野 達朗 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所：
〒100-0005 千代田区丸の内3-1-1 国際ビル407
TEL.6212-6200 FAX.6212-6660

以上

帝国データバンク調査で判明 企業の借入金利0.97%、 初の1%割れ

がお送りする
シリーズ
「日本の動向」

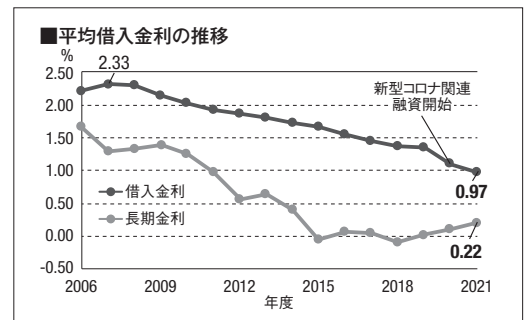
No. 59

日本銀行による量的緩和、

マイナス金利政策の継続で企業の平均借入金利は低水準で推移している。資金需要低迷に伴う貸出競争の激化で、「利ざや」が減少する地域金融機関では、将来を見据えた再編も見受けられるほか、足元では新型コロナ関連融資で企業向け貸し出しが増加し、その出口戦略も注視されている。

帝国データバンクでは、企業財務データベース「COSMOS1」(93万社・730万期)を用いて、2006年度～2021年度の国内企業の平均借入金利を算出し、集計・分析した。「COSMOS1」収録のうち、非営利・特殊法人等を除く国内企業の財務データを集計した。

2021年度の企業の平均借入金利は0.97%となり、前年度から0.13ポイント低下した。借入金利は、2007年度(2.33%)をピークに14年連続で低下。例年0.10ポイント前後の低下で推移してきたが、2020年度には0.26ポイントの大きな下げ幅を記録している。同年度には新型コロナ関連融資が本格的に開始され、実質無利子無担保での融資が急拡大。利息負担のない借入金の増加で企業が支払う借入利息が減少、金利低下の要因となったとみられる。



少し細かい話だが、新型コロナ関連融資は、金融機関が企業から金利の支払いを受けず都道府県から事後的に補給を受ける「リアルタイム方式」と、企業が金融機関に一度金利を支払い、その後企業に利子分が補給される「キャッシュバック方式」の2通りが存在する。

キャッシュバック方式では、企業により会計処理方法が分かれる。実務面では、利子補給後に支払った利息金額をその分減額する方法、補給された利子分を雑収入や特別利益として計上する方法があるほか、決算期をまたいで利子補給を受けるケースも存在する。このため、今回分析した財務データに「実質無利子」融資の全てが反映されているわけではない。ただ、そうした要因を考慮しても、新型コロナ関連融資が金利低下に影響した可能性は高い。

都道府県別にみると、最も平均借入金利が低かったのは「奈良県」の0.67%。以下、「香川県」(0.68%)、「富山県」(0.79%)、「和歌山県」(0.81%)、「京都府」(0.82%)と続いた。新型コロナの影響が拡大する以前の2019年度と比較すると、全ての都道府県で低下している。対照的に、最も平均借入金利が高かったのは「鹿児島県」の1.29%。以下、「秋田県」(1.27%)、「熊本県」(1.26%)、「神奈川県」「山梨県」「大分県」(各1.25%)と続いた。

マイナス金利政策が続く国内ではあるが、10年物国債の利回り(長期金利)は米国の金利上昇に伴い、上振れ状態が続いている。現状では金利は低く抑えられているものの、中長期的には金利政策次第で変動する可能性がある。また、新型コロナ関連融資の返済が来年春頃から本格化するとみられる中で、利子補給期間が終了し、利払いが発生する企業も出てくることが想定される。

このため、2023年度からは借入金利が上昇に転じる可能性が高い。急激な利率上昇はもちろん、コロナ関連融資の利息支払い負担の増加は過剰債務・営業不振に直面する企業にとっては、大きなダメージとなりかねない。来年度以降の動向には一層の注視が必要だろう。

信頼される情報パートナーとして

長年にわたり蓄積してきた企業情報、
企業調査ノウハウ、全国のネットワークを活かし、
みなさまのビジネスを支えます。



〒160-0003東京都新宿区四谷本塩町 14-3
Tel:03-5919-9342 (ダイヤルイン)
Fax:03-5919-9348



お品書き

(税込)

薪釜焼き! 神戸牛ハンバーグ	120g	1,320円
	150g	1,650円
	200g	2,200円
神戸牛シチュー		2,200円

〈特選ステーキ〉

国産牛サーロイン	100g	3,850円
神戸牛リブロース	100g	7,480円
神戸牛サーロイン	100g	7,920円

※神戸牛が堪能できる全7品目と全50種類以上のドリンクが飲み放題付きの120分プラン(5,500円)等も用意。

※ランチは1,300円〜 御座います。

神保町駅から徒歩2分、白山通りから神保町交番横の路地を入った東西堂ビル一階、店内の煉瓦造りの薪窯がひととき存在感を醸し出している「厨 KURIYA」。薪釜焼きの神戸牛とシチリアワインが愉しめる空間では、独自ルートで仕入れた高品質の「神戸和牛」をお手頃価格で提供すると共に、ワイン生産量世界一を誇るイタリアでもトップを争うワイン生産地であるシチリアのワインをメインに用意。様々な土壌や温暖な気候を持つ産地から生まれた種類豊富な安くて美味しいシチリアワインに加え、イタリアワインの最高峰「バルバレスコ」や「バローロ」、「ドルチェ&ガッパ」などのコラボワインにも出会えます。

薪釜で焼き上げられた神戸牛の香ばしさが、より一層食欲を掻き立てる店内。一番人気の神戸牛を100%使用した「神戸牛ハンバーグステーキ」は強火で一気に焼き上げ、薪窯の遠赤外線効果もあつて外側はパリッと香ばしく、旨味を閉じ込めたジューシーな仕上がりに自然と笑顔が溢れます。また、神戸牛のひき肉に牛すじや旨味と風味が増す牛脂を加えた「神戸牛キーマカレー」、コトコトと時間をかけて煮込んだ「神戸牛シチュー」と共に、薪窯で焼き上げた「特選ステーキ」もおすすめで、ランチタイムにはスープ、サラダ、ドリンクバー付きなのも嬉しい限りです。

店内には、プレミアムイタリアンビール「ペロニー」のビールサーバーも設置。季節の有機野菜を取り入れた一品料理なども多彩にメニューを飾っており、同店の矢野清志ディレクターは「貴重なお肉『神戸牛』を使ったコロッケやカレーパン等も提供しています。一味も二味も違う神戸牛の美味しさを是非とも召し上がって頂きたい」と、シチリアワインを片手に神戸牛の感動の味わいに魅了されることでしょう。

紹介者 株式会社東西堂書店 内藤勝弘



・千代田区一ツ橋2-6-12 東西堂ビル1F
(東京メトロ 神保町駅A6番出口から徒歩2分)
TEL 03-6272-8186

・営業時間

火曜日〜金曜日 昼11:00〜14:30
夜17:00〜22:00

土曜日 昼11:00〜14:30 夜17:00〜21:00

・定休日 日曜日・祝日 (営業時間・定休日は変更になる場合がございます)

※ 新型コロナウイルス感染拡大により、営業時間・営業日
が異なる場合があります。
ご来店時には事前にご確認をお願いいたします。

ぶらり食通 掲載店募集!

「ぶらり食通」掲載店を募集しております。本誌であなただの、又は行き付けのお店を紹介してみませんか?

問い合わせは ☎03-3294-2531

編集後記

時のたつのは早いもので、気がついたら十二月になっていました。

人は、年を取ると、時間が過ぎるのが早く感じられるようになっていくと言われます。私も多分にもれず、あつという間に二年が経ってしまいました。

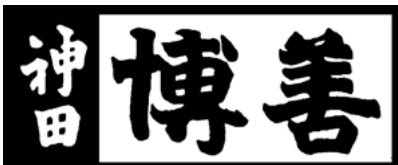
このところ、コロナ感染の流行も大分収まってきて、実際に顔を合わせる機会も増えてまいりました。

最近、相続終活の仕事をしているのでよく相談を受けるのですが、その時には、私の経験からのお話をさせていただいておりません。お話を伺うと、意外と皆さん知らないことが多いのに驚かされます。最も、相続なんて、人生で、そう何回も起こることはないし、リハサルがあるわけでもないで、仕方ないことかもしれない。大切な方の用い方も、お墓も、以前と比べると、大きく様変わりしています。

選択肢も増えました。散骨・樹木葬・合同墓・宇宙葬まで出てきました。もちろん、先祖代々のお墓に納骨するという方もまだまだ大勢いらっしゃいます。

先日、友人のお墓に行ってみました。築地本願寺の合同墓に納骨されたといっていたのですが、一枚の大きなプレートに百六十人ものお名前が彫られていて、そのプレートが何枚もあるのですから、見つかるのにも一苦労で、プレートの場所の番号が分からないと見つかるのも至難の業だという事が分かりました。

ところで、私自身も、実家の墓じまいが、現在の課題でもあります。実家で残っているのは私一人ですので、どのようにするのが息子たちの為が良いのか、なるべく負担にならないようにと思うのは、親世代の共通の悩みでしょう。田舎の土葬のお墓と一緒に収めるか、はたまた、どこかに合祀してもらうか、まだまだ悩みは尽きません。(広報委員 芝崎麻由美)



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい?
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は?
- ・火葬だけ行うことはできるのか?
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか?
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが?
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが?
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか?
- ・区民葬でお願いできますか? 区民葬とはどんな葬儀?

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F

☎: 03(5283)8700 FAX: 03(5283)8701

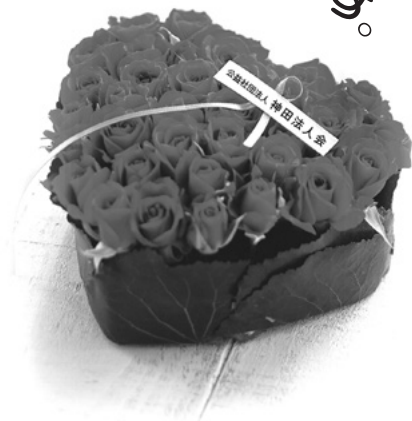
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか? 会員企業の広告大募集

会員企業のハートを
お届けします。



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・1色
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・1色
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・1色

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。
但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。
各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考・・・この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。



女性部会長賞



千代田区立千代田小学校 6年

審査員特別賞



千代田区立お茶の水小学校 6年

千代田区都税事務所長賞



千代田区立和泉小学校 6年

千代田区長賞



千代田区立千代田小学校 6年

神田税務署長賞



千代田区立千代田小学校 6年

神田法人会長賞



千代田区立和泉小学校 5年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立和泉小学校 6年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立和泉小学校 6年

入賞



千代田区立昌平小学校 5年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立お茶の水小学校 6年

入賞



千代田区立昌平小学校 5年

〈後援〉国税庁／東京都千代田区都税事務所／千代田区

法人会

法人会
消費税期限内納付
推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL.03-3294-2531 FAX.03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太
編集人 田中良一